

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日)

目次

- ◆ 告 示 国民健康保険法第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出の受理
- 国民健康保険法第三十七条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出の受理
- 国民健康保険法第三十九条第三項の規定により申出があつたものとみなされるもの

◆ 告 示 ふう処理師試験及びふう調理師試験の実施

告 示

鳥取県告示第六百五十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項の規定による療養取扱機関からの申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 受 理 年 月 日

渡辺内科医院 米子市上福原字北浜温泉一、 昭和四十年十月二十三日
八三九ノ六

鳥取県告示第六百五十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

日本海薬品株式会社 鳥取市吉方七八七番地 昭和四十年十一月十三日

鳥取県告示第六百五十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名 所在地

法第三十七条第五項の規定により申し出た都道府県名

受理の年月日

松本歯科医院 鳥取市上魚町五〇
 竹田内科医院 米子市昭和町三〇番地三
 川本内科 倉吉市上井町一丁目九番地
 西田内科 // 堺町二丁目九六二ノ三番地
 米子産院平林産婦人科 米子市東福原五八四ノ三番地
 渡辺内科医院 // 上福原字北浜温泉一、八三九ノ六

全国都道府県

昭和四十年九月 一日

// 七日

// 一五日

// 二四日

// 十月二十二日

鳥取県告示第六百五十九号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定より同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号 氏 名 登録の年月日
 鳥国函二五三 凌 好朗 昭和四十年十月二十三日

鳥取県告示第六百六十号
 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定より同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国函一、一五六	氏 名 小山 幹人	昭和四十年 十月二十一日
// 一、一五七	八幡 隆昭	//
// 一、一五九	綾部 長徳	// 十一月 九日
// 一、一六〇	山口 三典	//
// 一、一六一	中久喜茂也	//
// 一、一六二	松下 棟治	//
// 一、一六三	涌谷 清	//
// 一、一六四	臼井 稠	//
// 一、一六五	福岡 悦夫	//
// 一、一六六	佐藤 暢	//

〃	一、一六七	高木 敬二	〃
〃	一、一六八	大橋 清秀	〃
〃	一、一六九	本池 光雄	〃
鳥国薬	一六二	村上うた子	十日

鳥取県告示第六百六十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十年十二月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
-----------	-----	-------------

鳥国医一、一七一	中尾 武久	昭和四十年十一月 十六日
----------	-------	--------------

〃 一、一七三	久場 兼功	〃 二十九日
---------	-------	--------

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとおり実施する。

昭和40年12月21日

鳥取県知事 石 破 二 朗

1 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和41年1月17日現在において年令18才以上で、食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号又は第13号に規定する営業若しくは乾ふぐ製造営業に2年以上従事している者

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師である者

2 受験手続

(1) 願書の受付期間

昭和40年12月24日から昭和41年1月7日まで

(2) 受験願書の添付書類及び提出先

受験願書に次の書類を添えて住所を所轄する保健所に提出すること。

ア ふぐ処理師試験

(イ) 履歴書及び戸籍の謄本又は抄本

(ロ) 写真（名刺型、正面、脱帽、上半身のもので最近6月以内に撮影したもの）

(ハ) 魚介類販売業（店舗を設け、鮮魚介類を販売する営業をいい、

魚介類を生きているまま販売する営業及び魚介類せり売り営業（鮮魚介類を魚介類市場においてせりの方法で販売する営業をいう。）を除く。）、魚肉ねり製品製造業（魚肉ハム、魚肉ソーセージ、魚肉ベーコンその他これに類するものを製造する営業を含む。）又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健

所長の証明書

1 ふぐ調理師試験

(ア) 履歴書の写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもので最近6月以内に撮影したもの)

(イ) 写真(名刺型、正面、脱帽、上半身のもので最近6月以内に撮影したもの)

(ウ) 調理師免許証の写し

3 試験実施期日

(1) 筆記試験

昭和41年1月17日午後1時から午後4時まで

(2) 実地試験

昭和41年1月21日午前10時から(鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内受験者)

昭和41年1月22日午前10時から(米子、根雨保健所管内受験者)

4 試験場所

(1) 筆記試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市東町1丁目 鳥取県庁講堂

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市角盤町2丁目 米子保健所

(2) 実地試験

鳥取、郡家、浜村、倉吉保健所管内の受験者

鳥取市西町 鳥取家政高等学校

米子、根雨保健所管内の受験者

米子市錦町 鳥取県立米子西高等学校

5 試験科目

(1) ふぐ処理師試験

ア 衛生関係法規

イ 公衆衛生学

ウ 食品衛生学

エ ふぐの処理の実地(ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。)

(2) ふぐ調理師試験

ア 衛生関係法規

イ ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識

ウ ふぐ調理の実地(毒性臓器の鑑別を含む。)

6 試験手数料及びその納付方法

(1) 試験手数料 500円

(2) 納付方法 (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙受験願書の収入を紙証はりつけ欄にはりつけること。この場合、消印しないこと。

7 試験当日の携行品

(1) 筆記試験 受験票、筆記用具及び上ごうり

(2) 実地試験 受験票、白衣、短丁、耐水性のはきもの及び白帽又は三角巾

8 合格者の発表

実地試験終了後1週間以内に所轄保健所に提示する。